

平成30年度第5回  
「東京2020オリンピック・パラリンピック  
環境アセスメント評価委員会」

速 記 録

平成31年1月23日（水）  
都庁第二本庁舎31階特別会議室21

(午前10時00分開会)

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、皆様おそろいになりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、委員の皆様方には御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、平成30年度第5回「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」を開催いたします。

なお、中口委員につきましては、所用により、急きょ御欠席と伺っております。

初めに、評価委員会を公開で行うことについてでございますけれども、本評価委員会は「評価委員会の設置及び運営に関する要綱」第6条の規定に基づき公開とさせていただきます。

傍聴の方は途中退席されても結構です。なお、御発言等は御遠慮いただきますようお願いいたします。

本日は、会議次第でございますとおり、「有明アーバンスポーツパークの評価書案に係る意見聴取」、「その他 フォローアップ計画の見直しについて」となっております。

それでは、ここからは会長に進行をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○柳会長 分かりました。

おはようございます。

それでは、早速ですが、議事に従って進めてまいりたいと思います。

議事1は「有明アーバンスポーツパークについて ・評価書案に係る意見聴取」です。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 こちらにつきましては、本年1月10日に、アセスメント実施者のオリンピック・パラリンピック準備局長より、環境局長宛て評価書案の送付を受けてございますので、本日、意見聴取の手続に入るものでございます。

お手元の資料2をご覧くださいませでしょうか。「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（有明アーバンスポーツパーク）」に係る審議をお願いするものでございます。通常の審議会ですと、諮問に該当するものになります。

読み上げさせていただきます。

資料2

30環総政第668号

平成31年1月23日

東京2020オリンピック・パラリンピック

環境アセスメント評価委員会

会長 柳 憲一郎 様

東京都環境局長

和賀井 克夫

「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（25環都環第505号 環境局長決定）の規定に基づき、東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会に下記事項について意見聴取する。

記

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

実施段階環境影響評価書案（有明アーバンスポーツパーク）

それでは、有明アーバンスポーツパークの評価書案について、オリンピック・パラリンピック準備局から御説明させていただきます。なお、評価書案の御審議につきましては、次回の評価委員会をお願いできればと考えております。

○臼井施設調整担当課長 それでは、有明アーバンスポーツパークの評価書案について説明させていただきます。

お手元の評価書案の4ページをご覧ください。

有明アーバンスポーツパークは、組織委員会が仮設で整備する競技場でありまして、東京2020大会では、オリンピックの自転車競技（BMXフリースタイル、BMXレーシング）と、スケートボード（パーク、ストリート）の会場として利用される計画となっております。

表4-1に記載のとおり、有明アーバンスポーツパークの計画地面積は約97,000㎡となっております。工事予定期間は、大会後の解体工事も含めまして、2019年4月から2021年3月となっております。

次に、評価書案の9ページをご覧ください。こちらに、計画地周辺の航空写真をお示ししてございます。

計画地は赤い点線で囲んだ部分となっております、これまでに御審議いただきました、有明体操競技場の西側、有明テニスの森の北側に位置しております。

続いて、評価書案の11ページをご覧ください。こちらに、配置計画図をお示ししております。

計画地内のピンク色で示した箇所が競技エリアとなっております、ピンク色の3カ所のうち、左側のところにつきましてはスケートボードのパーク、ストリート、中央には自転車競技のBMXフリースタイル、右側には自転車競技のBMXレーシングの競技エリアを配置し、各競技エリアの周囲に仮設の観客席を整備する予定となっております。

また、大会の運営のために、観客、アスリートやメディア関係等の施設としまして、図の青い点線で囲った部分の敷地内のオープンスペースに、プレハブやテント等の仮設施設を配置するほか、計画地の西側に大会関係者用の駐車場を配置する計画となっております。

本評価書案については、1月10日から2月8日までの期間で、都民の方々の御意見の募集を行っております。

それでは、詳細について、引き続き、担当から説明差し上げます。

○オリパラ準備局 引き続きまして、評価書案の御説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、12ページをご覧くださいいただけますでしょうか。

今、御説明差し上げたとおり、競技エリアとなります自転車競技のBMXフリースタイル、BMXレーシング、それからスケートボードのイメージ図についてこちらに掲載してございます。このようなイメージだということをご覧くださいいただけます。

この中で、仮設の観客席につきましては、13ページに断面図のほうを入れてございます。一番高いものでスケートボードになりまして、最高の高さとしては20.5mのものになります。

それぞれの座席数としては、BMXフリースタイルが3,000席、BMXレーシングで5,000席、スケートボードで7,000席という計画でございます。

続きまして、14ページに施工計画を示してございます。

まず、工事工程でございますけれども、大会前の仮設施設整備につきましては、2019年に着工して、2020年7月までを見込む計画でございます。

大会後に、仮設施設の解体工事を実施いたしますが、大会後から2021年3月までの7カ月間を見込む計画としてございます。

「施工方法の概要」を、その下に記載してございます。

まず、競技エリアの工事といたしましては、計画地に隣接する有明体操競技場の整備に伴いまして発生した建設発生土が、今、有明アーバンスポーツパークの会場に運び込まれている状態でございます。今回、この自転車競技のBMXレーシングの競技エリアの基礎材料として使用して、コース造成を行うという計画でございます。

BMXフリースタイルの競技エリアにつきましては、単管とベニヤ板で組んだステージの上に、競技で使用するパーツを設置して構築する計画です。

スケートボードのパークの競技エリアは、現状地盤を約3m掘削して、コンクリート舗装を敷設して整備いたします。

スケートボードのストリートにつきましては、同じく現状地盤を約1.5m掘削して、コンクリート舗装を敷設して整備する計画でございます。

その他の仮設工事といたしまして、観客席ですとかプレハブ、テント、ユニットハウス、セキュリティフェンス等の設置等を行う計画でございます。

大会後の解体工事につきましては、整備した仮設施設について全て撤去いたしまして、計画地内の原状回復を行う計画でございます。

その下の「工事用車両」につきましては、工事用車両台数のピークといたしましては、大会前については、工事着工後12カ月目に大型41台、小型74台の合計115台を予定しています。

そのほか、計画地周辺に位置します、有明アリーナ、有明体操競技場、有明テニスの森、それからIBC/MPCがそれぞれ整備中でございますけれども、これらの工事用車両との合計台数につきましては、有明アーバンスポーツパーク工事着工3カ月目に、大型で378台、小型で487台、合計865台を予定してございます。

16ページに、工事用車両のルートに記載してございます。計画地の東側に環状2号線が走ってございますけれども、この環状2号線から出入りをして、なるべく湾岸道路、首都高湾岸線を利用する計画でございます。

続きまして、環境影響評価の項目につきまして、22～23ページをご覧くださいませうか。

先ほど申し上げたとおり、今回、工事用車両の台数といたしまして、周辺で有明アリーナ等の他の会場整備が進んでいるということもございまして、それらとの工事用車両の複合の影響が考えられるところもございます。今回の評価書案の中では、工事用車両の走行に伴います、「大気等」「騒音・振動」、23ページの「交通渋滞」と「交通安全」を選定してござ

います。

そのほか、建設発生土等の発生が見込まれるということもございまして、23ページのところの「廃棄物」についても選定しているところがございます。

選定した環境影響評価の結果が27ページからになりまして、「大気等」になります。まず、63ページをご覧くださいませでしょうか。

こちらに、先ほどの工事用車両の走行ルートと、大気等の予測の地点を示してございまして、ちょうど図面の真ん中ぐらいに「No.1」という断面を設定してございます。こちらの地点で予測をしております。ほかの周辺の有明アリーナ等の工事用車両の走行ルートとも重なって、最もこの周辺で台数が多くなるであろうと考えられる地点というところと、このNo.1の前面に、有明小学校、有明中学校というような配慮すべき施設があるというところで、こちらの断面を設定して予測をいたしました。

評価の結果が、71ページでございます。

表の上段が二酸化窒素でございまして、二酸化窒素の年平均値を日平均値の年間98%値に変換した値で、0.047～0.048ppmというところで、評価の指標を満足するというところでございます。

下段の表が、浮遊粒子状物質でございまして、こちらも年平均値を日平均値の2%除外値に変換した値で、1<sup>m</sup>当たり0.045mgというところで、こちらも評価の指標を満足するという結果でございます。

続きまして、73ページからが「騒音・振動」でございます。こちらも、まずは85ページをご覧くださいませでしょうか。

騒音・振動の予測地点を示してございまして、こちらは、先ほどご覧いただきました、大気等と同様の地点を設定して予測評価をいたしました。

評価の結果が90ページでございます。

上段の表でございますけれども、こちらが工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の予測評価の結果になりまして、将来交通量の騒音レベルとしては、昼間で67dBというところで、評価の指標を満足するという結果でございます。

下段の表が道路交通振動でございまして、こちらは昼間で42dB、夜間で38dBというところで、いずれも評価の指標を満足するという結果でございます。

続いて、91ページからが「廃棄物」でございます。予測の結果でございますけれども、102ページをご覧くださいませでしょうか。

こちらには、今回の大会前の競技エリア工事で発生する建設発生土、それから、大会後の解体工事（競技エリアの原状回復）に伴って発生する建設発生土量を示してございます。

大会前の競技エリア工事につきましては、発生量としては約5,000m<sup>3</sup>、大会後の解体工事に伴う発生量としては約20,000m<sup>3</sup>というふうに予測してございます。

こちらの発生土につきましては、工事間での利用調整ですとか、あるいは受入基準への適合確認の上で、東京都建設発生土再利用センター等に運搬して再利用を図るという計画でございまして、現在のところ、有効利用率としては99%を想定してございます。

続きまして、103ページに、建設工事に伴い発生する建設廃棄物をお示ししてございます。

表に示しているとおおり、建設廃棄物の合計といたしましては、発生量としては約7,130tと予測してございます。それぞれの種類別に見ると、アスファルト・コンクリート塊につきましては、約3,840tに対しまして、再資源化等率につきましては99%。コンクリート塊につきましては、約3,320tに対して99%。建設混合廃棄物については、70tに対しまして、排出率としては0.98%で、再資源化・縮減率は82%というところで、いずれもこの再資源化率等につきましては、「東京都建設リサイクル推進計画」の平成30年の目標値を満足するというふうに考えてございます。

続きまして、107ページからが「交通渋滞」で、予測の結果が110ページでございます。

先ほどの「大気等」「騒音・振動」で予測をいたしました有明通りのところでは、将来交通量と、工事用車両を含めました合計の交通量を示してございまして、将来基礎交通量といたしましては16,339台、有明アーバンスポーツパークのほかに周辺の他の会場等の工事用車両台数が合計で502台でございまして、トータルといたしましては16,841台になると予測してございます。

111ページのほうに、評価の結果を記載してございます。

「評価の結果」でございすけれども、沿道に比較的住居等が存在しない湾岸道路等を極力利用すること、工事工程を可能な限り平準化すること、工事用車両の出入口への交通整理員を配置すること、市街地での待機や違法駐車禁止を徹底すること、それから、他の会場等を含む周辺事業者との情報共有というようなことを行いまして、計画地周辺の車両の通行に支障を与えないような十分な配慮を行うというところで、評価の指標である交通量の現況については満足するものと考えてございます。

続きまして、「交通安全」が113ページからでございす。こちらは、まず123ページをご覧いただけますでしょうか

こちらに、工事用車両の走行ルートと、その周辺における教育施設ですとか福祉施設の分布状況、それから教育施設に関連する通学路を示してございまして、ご覧いただくと分かる通り、通学路といたしましては、計画地の西側に、東西方向に特別区道江615号、それから特別区道江616号というところが指定されてございます。

そういった通学路に対しまして、工事用車両は通学路を走行するわけではないのですけれども、交差する方向で走行するというところでございます。

このような状況を踏まえまして、126ページのところに評価の結果を記載してございます。

工事用車両の走行に当たりましては、出入口に交通整理員を配置すること、安全走行を徹底すること、計画地南側の区画10号線（にぎわいロード）ですとか、先ほど御説明いたしました通学路に指定されております特別区道江615号ですとか特別区道江616号については、利用しないという計画でございます。

特に、登校時間帯の7時半から8時半においては、周辺の教育施設の児童の登校時の交通安全に配慮して走行するというところで、これらのミティゲーションをすることによりまして、評価の指標は満足するものと考えてございます。

簡単でございますけれども、御説明は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

本日は、先ほどありましたけれども、評価書案の説明を受ける日で、本格的な審議は次回に予定されておりますが、特に本日、確認しておきたいことがあれば伺います。

何か質問等はございますでしょうか。それでは、中杉委員からどうぞ。

○中杉委員 「廃棄物」のところの解釈の問題なのですが、これは「建設発生土」というふうになってはいますが、これはどのように解釈していいのか。観客席なんかは盛るわけですよね。盛るといえるのは、山をつくって、山の上に席を張りつけるという解釈ならば、単純に建設発生土かもしれないけれども、裏に埋込材というふうに考えると、単に建設発生土として考えていいのかなど。いわゆる土地の汚染の話とはちょっと違うような感じがするので、そこら辺のところはそれでよろしいのかどうかをちょっとだけ。

もとは、建設発生土を使って埋込材をつくるのですよね。高さを保つために、観客席が斜めに高くなるので、そこに入れるということなのですよね。この建設発生土はそうではないのですか。

○オリパラ準備局 御回答いたします。

まず、評価書案の14ページをご覧いただけますでしょうか。こちらの中段の「(2) 施工方

法の概要」のところの「1) 競技エリア工事」というところにございます。

今回、この建設発生土につきましては、この競技エリアの整備に伴って発生するものでございまして、まず、その内訳なのですけれども、自転車競技のBMXレーシングのコース造成をするに当たりまして、こちらに記載されているとおり、有明体操競技場整備に伴って発生した建設発生土が、今、有明アーバンスポーツパークのほうに置かれているような状態です。それを一部コース造成の盛土材として使うのですけれども、その一部について、コースに直接利用できないところもございまして、それがまず建設発生土として出てくるということでございまして、

その下のスケートボードのパークですとかストリートにつきましては、現状地盤をそれぞれ3m、1m掘削するというところございまして、これに伴って建設発生土として出てくるものでございまして、種類としては建設発生土というふうに認識してございまして、

○中杉委員 掘削するほうで2万幾ら出ると。ここの工事で、有明体操競技場の整備に伴って運び込まれているというのは、これは仮置きですよ。これはここから出るわけではないだろうと思うので、解釈としては、本来は真っ平らな土地があつて、解釈はそんな難しいことを言うなよという話になるかもしれませんけれども、そこら辺の解釈はどうなのかなということで、場合によっては、建設発生土と廃棄物という形で、廃棄物のどういうものかは分からない。

場合によっては汚泥かもしれないけれども、そんな話になると少し対応が違ってくるのだろうと思うので、細かいことを言うと、そこら辺がどうなって、どう解釈するのか。この解釈でも別に構わないとは思いますが、そこら辺のところは、おかしいのではないかと言われたときにどのようにするのかということがあったので、少し考えておいていただいたほうがいいのかと思います。そこら辺は私も誤解しているのかもしれませんがね。

○オリパラ準備局 もともと有明体操競技場で発生したものが建設発生土という扱いでございまして、それが今、有明アーバンスポーツパークに置かれているというところございまして、

もともとの発生土について、受入基準を確認した上で発生していきますので、廃棄物扱いではなくて、全量建設発生土というふうに解釈してございまして、

○中杉委員 いや、もとの材料は何であるかは余り問われないと思うのです。使い方によって、使うものがあれで、こういう使い方によって出てくる。建設発生土を建設工事だけで使うのであれば、それらは土ということですから動いていくだろうけれども、別の形の目的で

使うのであれば、先ほど、観客席とお伺いしたのだけれども、例えば観客席をつくるときに、解釈として、建設せず山をつくる。その上に材を並べるといふ話であれば、これは建設発生土と解釈してもいいのかもしれないと思ったのですけれども、そこら辺の解釈がどうなるのかというのは微妙なところなので、こんな細かい話をしてもしょうがないのかもしれないけれども、ちょっと気になったものですから、もう少し整理をしていただいたほうがいいのではないかとことです。この解釈でも、別におかしいと言っているわけではない。

○オリパラ準備局 ありがとうございます。

一応、建設発生土というふうはこちらでは解釈しているということでございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。それでは、谷川委員からどうぞ。

○谷川委員 21ページの表8-1の解釈を教えてくださいなのですが、その中で「開催後」の「恒久施設」のところに網がけがしてあって、下の注に書いてあるのですが、その後の「また」のところに、「本施設は仮施設であるため、恒久施設に係る環境影響要因については、想定されない」というふうな注が書いてあるのです。

ということは、これは全て仮設なのですか。そこが恒久施設になるのか、仮設なのかが非常に曖昧な気がするのです、その辺のところを質問させていただきたいと思います。

○オリパラ準備局 御回答いたします。

こちらの有明アークスポーツパークでございますけれども、現時点では、大会のためだけの仮施設として整備する計画でございます。

○谷川委員 そうすると、図面のところに「仮設観客席」とかそういうふうに書いてあるのは、全部仮設という理解でよろしいのですか。そこが「仮設」と書いてあるので、ほかは全部恒久なのかなというふうに私は誤解したものですから。

では、全て仮設ということですね。分かりました。

○柳会長 それでは、片谷委員、どうぞ。

○片谷委員 今の話に関連するのですが、その次の22～23ページの表は、計画書のときにこうなっていたのだと思うのですが、上の項目名の「開催前」のところに「(恒久除く)」と書いてあって、これは恒久施設ではないから対象ではないというふうに読めてしまうのです。

一方で、次の24ページの表を見ますと、例えば、大気のところでは、建設機械の稼動については云々かんぬんという説明がされていて、要は、恒久ではないから除いているということだけではなくて、建設機械の稼動が小規模であるから○がついていない。24～25ページの

表ではそういう説明になっているので、この22～23ページの表で「（恒久除く）」というふうに書いてあるのは、意味が誤解されないかなという心配をしたのですが、この「（恒久除く）」というのはそもそも何のために書いてある括弧書きなのでしょう。

○東條オリパラアセスメント担当課長 ちょっと分かりづらい部分があるかなと思うのですが、22～23ページの「施設の建設」とか「工事用車両の走行」の「（恒久除く）」というのは、本来、これは会場整備も、観客席とかプレハブとかそういったものも全て仮設になるので、恒久施設ではないものの施設建設ですとか、恒久施設ではない仮設のための工事用車両の走行の項目ですというつもりで、括弧書きが入っているということになりますので、恒久施設のような大規模な整備工事を行うわけではないので、例えば、今、片谷委員がおっしゃられたような、24ページの大気のところでの、建機の稼動に伴う影響は少ないとか、そういう表記になっているということです。

要は仮設の施設整備に係る施設建設工事用車両の走行、建機の稼動等々について、22～23ページについても項目を見ているよという説明のつもりで、括弧書きが入っているという形になります。

○片谷委員 分かったような気もしないでもないのですが、恒久を除けば、この施設は全部恒久ではないのだから、一つも○がつかないというふうに解釈されないでしょうか。要するに、この施設においては恒久施設がないわけですから、そういう解釈をされてしまう心配はありませんかという質問です。

○臼井施設調整担当課長 恒久部分ではないところについて、24ページのような形で検討させていただいているところでもありますので、仮設の部分についてのアセスを行っている形になっております。

○片谷委員 もともとこの施設全体が恒久施設ではないわけですから、わざわざここに「恒久除く」と書いてあること自体が余分な気がするのですが、違いますかね。そんなに強く発言するつもりはありません。

○柳会長 中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 今の片谷委員の意見を踏まえていくと、恒久を除くというのは開催前のところ全部に入っているのですよね。だから「施設の建設」とか「建築物の出現」というところは、恒久ではないから除くというのはそのとおりだなと思うのですが、それでも、「工事用車両の走行」だとか「建設機械の稼動」というのは、恒久は除かないのだから、その部分は本来であると外しておくのがいいのかなという感じがしますが、そういう整理は最初のあれで全部

割って入れてしまっているような感じがします。

「工事用車両の走行」というのは、仮設でも何でもどうしても入るわけで、理由をつけて今回は小規模だから除くというのは、それはそれで構わないと思うのですけれども、その整理ができていないということなのかなという感じがしました。

○東條オリパラアセスメント担当課長 今、いろいろ御意見をいただく中で、22～23ページの「(恒久除く)」という表記については、例えば、21ページで表8-1というものがございませけれども、今回、網かけをしているところは、大会中というところもありますけれども、恒久施設というところを網かけにしている、今回はここは対象ではありませんというふうにしているので、それと同じような意味合いで入れてしまっていたところはあるのです。

例えば、馬事公苑の様に恒久施設のアセスメントと仮設施設のアセスメントが両方入ってくるような施設については、こうやって入れておいたほうが、今回は恒久の部分を全く除いてやっていますということではっきり分かるので入れていたのですけれども、確かに、御指摘のとおり、この会場は全てが仮設施設ということなので、22～23ページについての「開催前」のところの「(恒久除く)」というのは、かえってないほうが分かりやすいのかなというふうに、今、御意見を伺っていて思いました。そのためここは評価書にする段階で、括弧書きのほうを落とさせていただこうかなと思います。御指摘ありがとうございます。

○柳会長 中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 そうしたら、21ページのほうも、恒久のところにも網かけをしておくのはおかしくて、「仮設施設」の中の「工事用車両の走行」と「建設機械の稼動」のところにも網かけがあつて、恒久のところは白のままにしておかないとおかしいのではないですか。

これはここで網かけのところをやるという形になっているのではないのですか。「本評価書案では対象としない環境影響要因」ですよ。

○東條オリパラアセスメント担当課長 そうです。

○中杉委員 そうすると、「仮設施設」の「施設の建設」と「建築物の出現」のところは網かけになるわけですね。「仮設施設」の欄の「施設の建設」と「建築物の出現」というのはやらないわけですよ。対象としない。

○臼井施設調整担当課長 そうすると、仮設整備において、仮設施設の建設であるとか、仮設施設の建築物の出現といったところになってきまして、恒設の部分がありませんので、恒設の部分は網かけをしてあるという表にはなっているかと思えます。

○中杉委員 これは、網かけをしている部分は対象としないというやつですね。そうすると、

多分、仮設施設の中に、「施設の建設」とか「建築物の出現」があること自体が少し問題なのかもしれないという感じがして、そこら辺の整理をしておかなければいけない。これをそのままにしておくと、仮設施設だからといって、「施設の建設」のところはどうするのだと書かなければいけなくなってくる。

○東條オリパラアセスメント担当課長 こちらも大変分かりづらい部分があるかなと思うのですけれども、21ページの一番上のところに図8-1というものがございまして、「会場事業計画案」の下に矢印があって、「環境影響要因の抽出」というところがございます。

ここの抽出された環境影響要因のところの話を表8-1でさせていただいて、ここで恒久施設に係る環境影響要因は全て除きますという整理をいたしまして、仮設施設に係る環境影響要因を抽出した上で、21ページの一番上の図のところにありますように、「環境影響評価の項目の選定」という形に入ります。その項目の選定というところが22、23というページになりまして、ここで、項目としては「工事用車両の走行」に係る開催前、開催後の影響を選定しましたといった流れになっているところになります。

○中杉委員 そもそも外してしまっているのではないかということなのです。仮設施設の建設というところの中の「施設の建設」と「建築物の出現」というのは、最初の段階で外してしまっているから、後ろで細かいことは言っていないのですよ。項目選定のところでもです。

そうでないと、項目選定のところで、これは仮設だから外すよということを、表8-1をそのままにしておくと、24ページのところで「選定した項目及びその理由」とありますよね。「施設の建設」というところについて、どうしたのですかということが全く書いていないのです。

だから、最初に表8-1のところで、多分、ほとんど共通でいいのだろうと。そうすると、いろいろなものが違うのかもしれないけれども、外しておけば、「工事用車両の走行」と「建設機械の稼働」のところだけ書いておけば、それで済むのではないかという感じがしたので、考え方の問題だけだけれども、そこら辺のところをしておいたほうがすっきりするような感じがします。

私がすっきりしないので、余計なことを言いました。

○柳会長 仮設施設の意味合いの理解が、委員によって違うのではないかと思うのですよ。この施設は確かに仮設なのですけれども、施設は当面、多分、10年ぐらいは五輪が終わってからもずっと使うのです。使わないという理解をみんなしていますけれども、分からないではないですか。競技が終わってすぐ全部壊すのかどうかというのは明らかではないですよ。そのまま使われる可能性だってあるわけですよ。存在している可能性がある。終わったら

すぐ全部壊すのかというところで、皆さんは競技終了後の存在がどうかという議論をされている。

○中杉委員 そのようにされるのだったら、20mの高さの観客席があったときに、ここは多分、問題にならないのですけれども、10年も間があるのならば、日影がどうなるかとか、景観がどうなるかということをやらなければいけないのですよ。だから、そういうものは外してしまおうという話であれば、そういうことではないですか。

○オリパラ準備局 まず、評価書案の14ページのほうをご覧いただきたいのですけれども、会長のほうからもお話がありましたが、本評価書案の作成に当たりましては、現時点の計画ではございますけれども、こちらの施設については、大会後の解体工事といたしまして、2021年3月までに全て解体するという建て付けで、本評価書案をつくっているといったところが前提条件としてございますので、まずそこは御説明させていただきます。

それから、中杉委員からの御意見で、21ページのところの表8-1の「開催前」の「仮設施設」のところの「施設の建設」と「建築物の出現」といったところは、網かけにしまえばすっきりするのではないかという御意見かと思えます。おっしゃるとおり、確かにそれですっきりするのかなという側面はあろうかと思えます。

こちらで想定していますのが、仮設観客席などになってございますので、そういった意味でいうと、恒久施設の建築物とは随分性格が違うということもあります。そこら辺の御意見をいただきましたので、関係部局さんも含めまして、表現の仕方については考えさせていただきますかと思えます。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

今の御説明だと、これはもう壊すことが前提の計画である。終わってから絶対にもう使わないことが明確ですということなのですね。それはそういう理解でよろしいのですね。後で使いますと言われると、またアセスの段階で恒久施設に類似のところも配慮しておかないといけないのではないかという議論に後からなったら困るかなと思っていたのですけれども、そういう計画ではないということなので、全くの仮設で終わったら壊すということですね。

○中杉委員 オリンピックの話とは別の事業としてアセスの対象になるならば、アセスの評価をしなければいけないですよ。別の事業としてです。

○東條オリパラアセスメント担当課長 そうですね。

○中杉委員 ただ、多分ならないので、やらなくていいような話になるのだろうと思うので

す。

○東條オリパラアセスメント担当課長 現時点では、この会場については全て仮設という整理になっています。

ただ、会長がおっしゃったように、有明体操競技場のように、仮設施設というふうに言いながらも、大会が終わってからも10年使うという会場は実際にございますけれども、現時点では、この会場は10年使う形ではない仮設ということです。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。それでは、浅野委員、どうぞ。

○浅野委員 今回、こちらの施設のこの段階での評価では、消防・防災は外されているということで、26ページのところに、選定しなかった理由としまして、「仮設施設は、一時的に建設されるものであり、火災、地震及び津波からの安全性に変化は生じない」。

また、132ページのところで、環境局長の意見の内容ということで、消防・防災のところはこのような御意見が出ているということなのですが、私はこの委員をお引き受けするかどうか最初は悩んだのですけれども、一つが、仮設施設の中のさらに仮設の観客席というものが、大規模地震が起きたときに、観客の安全はどのぐらい守られるのだろうか。私は建設が専門では全くないので、そういう意味では素人考えなわけですが、恒久施設の観客席が大規模な地震で揺られた場合と、仮設の観客席が壊れないにせよ、揺れたときの揺れの幅とか影響の大きさは、素人考えでも相当違うのではないかと。そうした場合の、観客の安全性を評価しなくていいのだろうかというのが、当初から非常に気になっていたことです。

実際に、地震の揺れというのは、建物との共鳴の関係ですよね。地震の揺れの幅と、建物のタイプによっては共鳴度合いが変わって、それによって揺れが変わってくるわけですよね。ですから、そうしたあたりのところの評価というのは、実は本当はすごく重要なのではないかと。

避難誘導でどうこうするのは当然なのですが、それ以前の話というのは、きちんと科学的に検討されているのだろうか。私のこの防災という分野では最も気になっているところのございます。そのあたりをぜひ、次回の検討に向けては、根拠をお示しいただけるとありがたいと思っています。

以上です。

○臼井施設調整担当課長 恐らく、仮設施設の防災面というところで御意見をいただいたところのございますけれども、仮設施設をつくるに当たっても、関係法令、建築基準法などで定められた基準を守りながら、観客の方々の安全性なども考慮しながら仮設の設計を進めて

きておりますので、そのあたりについてはそのように進めているというところはございます。まず、そういった関係法令を満たしながら進めているところでございます。

○浅野委員 関係法令にのっとって進めているのは当然だとももちろん思っておりますが、ハード対策がこれまでも防災上いろいろとその法令にのっとって行ってこられたにもかかわらず、予想を超える被害というのは毎回起きているわけですね。そういう意味では、そのあたりは関係法令にのっとっているとはいえ、例えば、予想される振動の影響というものがかちゃんと言及されて、科学的にそうしたことも考慮の上の基準なのかどうかとか、そういったあたりは気になりますし、おそらくいろいろな既存の研究があると思いますので、そのあたりのサーベイを庁内の建築技術関係の職員さんなどとも確認をして、最善を尽くしていただきたいと思います。

そういうプロセスを見せていただけるとこちらも安心をするので、単に法令にのっとったのでオーケーということではないのではないかな。のっとっているのは当然のことですので、災害に関しては、これで絶対に安心というものはないので、そのあたりは可能な限り最善を尽くして、しっかり根拠を示すなり、その中でさらに検討可能性があるのであれば、最善を尽くしていただきたいということであります。

以上です。

○柳会長 中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 たびたびですけれども、今、浅野委員のお話を伺っていて気になったのは、この施設は全部開放系、屋外ですね。観客が見たときに、8月の強い太陽を浴びるわけですね。熱の問題をどうするのかは施設の建設のときにいろいろ議論しておりまして、この期間の観客がこれを屋外で見たときに、それに対してどういう対策を施すかというのは、競技の実施の中のほうでやるということになりますか。

多分、こういう競技だと若い人しか来ないかなと思うので、大丈夫かなという感じもしないでもないですけれども、何か触れておいたほうがいい感じがします。どのように対応して考えるかというのは、オリンピックをうまく運営していくときに、こういう会場で休憩しながらふらっと寄ったりするのは余りよろしくないことなので、それに対してどのような対応をして、対策をやるかを考えていただく必要がある。

奥の施設は屋内なので、空調なんかにもよくそこは行くときにどうだということで、建設するときに設備として木をどう配置するかという議論をしていましたけれども、この場合は、実際に競技しているときにそのままさらされるということも考えて、では、どのように対策

しますかということも、競技の実施のところでやられるのかもしれないけれども、考えておいたほうがいいかなという気がしました。

○臼井施設調整担当課長 いずれにしましても、暑さ対策につきましては、組織委員会で今、どういった対策を進めていくかということも検討を重ねているところであります。

先ほども、浅野委員からもございましたけれども、災害対策にしても暑さ対策にしても、完全というのは難しいところもあるのかもしれませんが、それぞれ関係法令だけでは不十分という御指摘だったのかもしれませんが、関係法令を見ながら、災害の安全性の部分も考えてきておりますし、暑さ対策につきましても、報道もされているとおり、組織委員会で非常に注意して取り組んでいるところでございますので、そのあたりがあるというところはお伝えさせていただければと思います。

○柳会長 浅野委員の質問は恐らく、仮設ということなので、恒久施設に比べると構造的に簡易にできているのではないかということですよ。だから、仮設だから取り壊ししやすいことも前提に設計する可能性もありますよね。そういうことは全くない、通常の恒久施設と全く同じような構造で、安全基準をちゃんと満たしていることは当然だという前提でも、「仮設」という言葉に引かれて簡易につくってしまうのではないか。そうすると、観客の安全性が失われる可能性が地震等のときにあり得るという懸念からの御発言なのだろうと思うのです。

ですから、仮設施設についての施設建設に当たっては、安全性では恒久施設と変わらないことが言えないと、この競技をやるときには問題があるのではないかということなので、その点は十分配慮してやっていただく。この三角形の塊が、地震のときに揺れで上のほうから観客がばらばら落ちていくというイメージがあると、またこれも困ってしまうので、そうならないようなことで配慮しておいていただく。

地震の際に、どのような配慮が施設自体にされているのかということなのだろうと思うので、その点は十分よく検討しておいて、明らかにしていただくとありがたいかなと思っていきますけれども、一応、検討項目から外れているので、その点については、評価書の中でちゃんと書いておいていただいたほうがいいのではないかというふうには思います。

○東條オリパラアセスメント担当課長 今、御指摘いただいた、仮設の観客席に関する記載につきましては、10ページの一番下のところに注釈として、「仮設観客席については、建築基準法に基づく基準を満足する計画である」というふうにあります。

先ほど、浅野委員のほうからは、法令の基準を満足するのは当然ですというお話はあった

のですけれども、一応、ここの中で記載はさせていただいているところで、ここに加筆できるのかどうかということは、評価書をつくる段階で少し検討させていただければと思っております。

先ほど、中杉委員からありました件については、一応、先ほどご覧いただいた、21ページの表8-1のほうでは、「開催中」というところは、この評価書では対象にしないということで網かけがしてありますので、この競技に関しては、会場というアセスがあるので、競技アセスの対象にはならない形なのです。全体計画でまとめるという形になるかもしれないですけれども、そのため開催中アセスというところで扱っていく形になります。

○柳会長 それでは、平手委員、どうぞ。

○平手委員 工事用車両の台数についてお聞きしたいのですが、14～15ページにかけてですけれども、ピークがどうなっているかということが書かれていますが、15ページの2行目の「合計865台/日」が、施設も含めてピークに当たる。

これが、資料編の3ページのA3の表ですけれども、工事着工後3カ月目の枠の一番下に「865」とありますので、この「865」に対応していると見ることができます。

大気汚染の65ページの交通量というところで、ここも周辺部分を含めてということで、4行目ですけれども、「合計台数が最大となる工事着工後3か月目の台数が1年間続くものと仮定し、一日あたりの工事用車両台数を算出した」ということで、表9.1-29が出ていますが、ここには「502」とあるのです。この「502」というのはどういう計算で出てきたのか。文言だけ見ると、この「865」が入りそうな気がするのだけれども、どこかで平均されているのか。そこが分からないので、教えていただければと思います。

○オリパラ準備局 御回答いたします。

まず、評価書案の16ページをご覧くださいませでしょうか。

こちらに、工事用車両の走行ルートを示してございまして、計画地に入出入りする矢印は、オレンジ色の矢印が出ていくところで、青い矢印が入っていくところという感じで、計画地から発生、集中する工事用車両の台数としては、有明アーバンスポーツパークだけではなく、その周辺の有明テニスの森ですとか、会場ごとの計画地から入出入りする、発生、集中する台数が865台とまずなっております。

65ページのほうの台数が502台となっておりますのは、16ページでいうと、実際に予測をした工事用車両の断面交通量が、引き出しで示されております断面箇所での走行台数になります。

実際の計画地から入出入りする車両の台数が、いろいろな交差点で分散して行って、とある

断面のところでは何台になるのかといったところが、65ページで示している502台という台数になりますので、資料編の3ページの台数と65ページの台数は必ずしも一致するわけではないことになっております。

○平手委員 それならば、その旨をどこかに記載していただかないと分かりませんよね。65ページだけ読むと、資料編の3ページに行っても「502」は出てこないで、どこかでそのあたりの記載が要る。要するに、今、言われた断面云々というのは、16ページを見ての話ですけれども、このこともどこかに書かれているのか分からないのです。

○オリパラ準備局 失礼いたしました。

16ページに示している、引き出しで書いてある2段の表の176台、326台を足すと502台になるというところなのですけれども、そこら辺の関係性がなかなか見つけづらいといったところの御指摘かと思っておりますので、65ページのところに、502台の内訳は16ページに示すとおりですとか、そのような関連性を記載するように今後は注意させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。それでは、坂委員、どうぞ。

○坂委員 先ほどの防災等々とかかわるかもしれないのですけれども、12ページの完成図の一番下のスケートボードのところですが、一番下のところにあるのはフェンスというか、スクリーンではないかと思うのですけれども、これは先ほどの話でいうと、開催中のアセスということになりますか。それとも、これ自体も仮設の中に含まれてくることになりますか。

あと、真ん中の自転車競技の一番左端の黒いものも観客が見られるスクリーンではないかと思うのです。あるいは電光掲示板みたいなものかと思うのですけれども、こういったことも、地震のときに倒れたりとか、体育館の天井が崩れてということ、あるいはバスケットゴールが壊れてとか、結構そういうことがあったので、こういった備品などについても、先ほどの話を聞いていても気をつけたほうがいいのかなど思ったのですけれども、このあたりはどのあたりでアセスするかをお聞きしたいと思っておりました。

○臼井施設調整担当課長 仮設の設備につきましては、基本的に今回のアセスの中に入れておきまして、仮設の安全性につきまして、法令等をクリアするように設置させていただいておきまして、なかなかそれ以上が申し上げられなくて恐縮なところもございまして、安全性にも配慮して整備を進めさせていただいているところでございます。

○柳会長 いろいろと御指摘がありましたけれども、仮設の施設について、確かに、建築基準法では、仮設建築物に対する基準を別途、定めているのですよね。それは防災とかそうい

うことに対して、一応、配慮はする一般的な基準ということなのですが、それは普通の恒久的な施設と比べると、あくまでも仮設の基準というものを適用することになっていきますので、通常の施設と仮設の場合に、施設をつくる際の安全性で本当にそごがないかどうかをよく確認されて、この点は配慮しておいたほうが良いというものがあれば、建築基準法上の仮設の基準に加えて何か対応をちゃんとしておいたほうが良いとは思いますが。

法令を守るのは当たり前なのですが、法令で定まっているから、仮設の基準はこう書いてあるからこれでいいのではないかというわけには、オリンピックの場合はいかならないですか。建築基準法上の仮設の建築物は、一般工事の普通の民間がやることを想定しているのです。それに加えてオリンピックだから、さらに配慮するというところは仮設であっても必要ではないかという御指摘だろうと思うので、その点は建築関係の担当の人と十分詰めて、不足の部分があると考えられれば、それをちゃんと補っていくということをやったほうが良いと思います。

○臼井施設調整担当課長 御指摘は十分に理解したつもりでおりますけれども、そうしますと、法令を超えて何かをやる時、どこまでやるか。先ほどもあったかもしれませんが、どこまでで十分だというのは、なかなか難しさがあるところはございます。

○柳会長 いえ、私が言っているのは、建築基準法の一般的な恒久施設をつくる際の基準と、仮設建築物に当たっての基準は別途あるわけです。だから、それに法令的に適用すればいいという判断だと思うので、そうではなくて、恒久施設に適用される基準との整合性をとってみてはどうですかと言っているわけです。

浅野委員、どうぞ。

○浅野委員 災害にベストはないというようなことを申し上げましたけれども、それを逆手にとって今のような答弁をされるのはいかななものかと思えます。ベストはないなりに、どこまでやっていくのかということの努力をしたのかしなかったのか。もし事が起こったときに、それを検討していたのかどうか。そこが問われるわけですね。

ですから、本当に素人考えですから分からないのですが、実際に過去の災害では、同じ建築基準法にのっとってつくっていた建物でも、建物の共鳴度によって、破壊のされ方が全然違うことがあるわけですね。

そういうことも実際にあるから申し上げているということと、外国人の方は、地震に慣れていない人がたくさんいらっしゃるわけですよ。どんな行動をとるかは全く予想がつかないわけです。

そうしたことも全部勘案しながら、実はスポーツ観戦をたくさんしたことがないので、東京ドームぐらいしかイメージがつかないのですけれども、例えば、何か安全バーみたいなものを念のためつけてみるかどうかとかです。それがどのぐらい意味があるかはもちろん分からないのだけれども、いろいろなことを考慮した上で、プラスアルファでこういう努力をしていましたという様なことです。

それは多分、その集合行動の先生とかに、場合によってはアドバイスなどももらいながら、少し何か工夫点を探ってみるだとか、そういうレベルでもいいから、やったかどうか、検討をしっかりとどこまで誠意を持ってしたかどうか。そういう方向できちんとそれは検討していただきたい。都庁の中に専門家がいるわけですから、そういうところときっちり協議をどんどん詰めていただきたいということです。

以上です。

○臼井施設調整担当課長　そういう意味で、しっかり説明できるようにしておくこと、安全性も確保しながらどのように検討してきたかというところも重要だということかと理解させていただきました。

これまでも、そういった安全性なども考慮しながら進めてきておりますので、そのあたりを改めて整理させていただければと思うところではございます。

○柳会長　中杉委員、どうぞ。

○中杉委員　環境アセスメントという制度自体を十分に理解されていないのではないかと思います。環境アセスメントという制度は、法律で決まっているものを超えてこういう配慮をしますよというところを出していただいて、それは結構ですねということの評価していく制度なので、逆に言うと、基準に合うことだけが目的であれば、この委員会は要らないのですよ。

そういうものであるということです。例えば、基準を満たしているのは最低限だと浅野委員も言われたけれども、そのほかにどういう配慮をしていますかというところを記載していただく必要があるという御指摘だろうと私は理解しています。それは上限がないので、際限がなく、お金を幾らでもかければという話になってきて、極端な話をすると、オリンピックをやめてしまえば、この影響も問題ないですという話になりかねない。

そういうことを言っているわけではなく、単に基準を満たしているからそれでいいのだというのであれば、逆に言うと、アセスメントはやらなくてもいいのではないかと理解していますが、それこそ柳先生が御専門なので。

○柳会長 ですから、基本的にベスト追求型なので、どうやってベストを追求するのか。基準適合型ではありませんよということを、今度の評価書のときには見えるようにしておいたほうがよろしいという意見だと思いますので、先ほど言われたように、建築基準法の基準を満たしていればそれでいいのだという話ではないということだけは、しっかりと認識しておいていただければありがたいと思います。

それでは、野部委員、どうぞ。

○野部委員 根本的な御質問をさせていただきますが、これは仮設とはいえ、建築物なのですか。いわゆる確認申請の必要なものになるのですか。

○臼井施設調整担当課長 手続を確認させていただくということですか。

○野部委員 質問の趣旨は、先ほどから、これは法体系とした建築基準法だというお話なのですが、例えば、ディスプレイとかそういったものは多分、工作物扱いになるのではないかと記憶しております。工作物になると、耐震性とかそういったものは全然違うことで扱われていると記憶しております。

そうしますと、工作物であると、意外とそういうところを見逃されてしまうので、ぜひそういう配慮を持って見ていただきたいと思います。

以上です。

○柳会長 法令的には、建築基準法の85条の5項の仮設建築物の許可ということで、第1の別表の中に、仮設興行場、博覧会場、建築物等ということで、興行をやるというか、イベントについては、それに当たるというふうに書いています。だから、この仮設の基準の許可を得ることが必要になるということだと思います。法令的にはそのようになっています。

○野部委員 工作物は全く別立てなので、大きなディスプレイなんかも多分それに当たると思うのですが、少し注意していただきたいと思いますということです。

○柳会長 次回の審議をするときまでに、いろいろと確認しておいていただければありがたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ、次の審議の2に移りたいと思います。

議事2は「その他」です。フォローアップ計画の見直しについて、報告をお願いいたします。

○臼井施設調整担当課長 それでは、フォローアップ計画の見直しについて、オリパラ準備局の臼井から報告させていただきます。

2017年8月に作成いたしました有明体操競技場のフォローアップ計画と、2017年10月に作成

いたしました有明テニスの森のフォローアップ計画についてでございますけれども、現時点の工事の進捗等を踏まえまして、フォローアップを適切に実施していくため、見直しをさせていただくことを報告させていただきます。

詳細については、引き続き、担当から御説明させていただきます。

○オリパラ準備局 まず、資料3-1をご覧くださいませでしょうか。

こちらが、「有明体操競技場のフォローアップ計画の見直しについて」という資料でございます。1枚目が変更後、めくっていただきますと、変更前の当初のフォローアップ計画書に示してございましたフォローアップ計画を記載してございます。

変更後のほうをご覧くださいませなのですが、表の中の、「フォローアップ調査工程」に、赤い引き出し線で①、②、③等と書いてございます。こちらのところが、変更前と変更後で、計画の内容と違いますか、時期ですとかそういったものが変更になったものでございます。

変更内容でございますけれども、①と書かれているところについては、建設機械の稼動に伴う大気、騒音・振動の調査の時期につきましては、工事の進捗に伴いまして、影響が最大となる時期は、従前の計画では2017年11月だったところが、今の施工計画を確認しますと、それが1カ月遅れで12月になるということで、2017年12月に実施したため、変更とするといったものでございます。

②は、工事用車両の走行に伴う大気と騒音・振動、それから交通渋滞の調査時期でございます。

この有明体操競技場の工事用車両のフォローアップにつきましては、周辺で同じく整備されております有明アリーナですとか、他の周辺の会場と複合的な車両台数で予測をしてございました。その複合車両台数がピークとなる地点といたしまして、現時点では2019年6月と見込んでございますので、その周辺施設も含めました複合車両がピークとなる時期である2019年に変更するというところでございます。

③のところになるのですが、こちらは変更前のフォローアップ計画ですと、平成32年の4月に、建物が竣工した後の「生物の生育・生息基盤」、それから「生物・生態系」「緑」というもののフォローアップの調査を予定してございました。

こちらが変更後のほうなのですが、大会開催中に使用した仮施設撤去後に、計画地内の植栽整備が完了する見込みになってございます。

当初は、建物が竣工したタイミングで、そういった植栽についても工事が完了している見

込みであったところだったのですけれども、現状では、大会開催中の仮設施設を撤去した後に、最終的な計画地内の植栽整備を行うという計画になってございますので、「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」「緑」の調査については、大会開催後に実施したいと考えているところでございます。

これらを踏まえまして、大会開催前のフォローアップ報告につきましては、従前は2019年3月、それから2020年7月に予定してございましたけれども、これを2019年12月に変更を予定したいと考えているところでございます。

続きまして、資料3-2が「有明テニスの森のフォローアップ計画の見直しについて」でございます。資料の構成といたしましては、有明体操競技場と同様でございます、変更後と変更前を束ねてございます。

有明テニスの森のほうにつきましては、まず「工事工程」のところなのですけれども、施工業者の変更によって、工事を一時中断してございました。それに伴いまして、工事期間が2020年3月まで延長することとなっております。こちらの延長につきましては、今は資料のほうには反映できていないのですけれども、2020年3月まで工事工程としては延びているという状況でございます。

変更内容につきましては、先ほどの有明体操競技場と同様でございます、①につきましては、建設機械の稼動に伴って、工事の進捗に伴う影響が最大となる時期である2019年2月に変更する。

②番は、工事用車両につきましては、他の施設工事との複合車両台数がピークとなる時点として、2019年6月に変更する。

③番は、植栽整備が大会後に完了するということで、「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」「緑」の調査については、大会開催後に実施することを考えているところです。

この「緑」などにつきましては、樹木の移植を有明テニスの森では実施してございますので、そちらの状況については継続的に調査を実施してまいります。

これらを踏まえまして、工事期間の延長も踏まえまして、フォローアップの報告時期につきましては、従前は2019年3月と2020年10月という予定でございましたが、こちらを2020年3月に変更を予定したいと考えているところでございます。

御説明は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御質問等はございますでしょうか。それでは、中杉委

員、どうぞ。

○中杉委員 資料3-2の③の位置が変更前と変わっていないのだけれども、これは位置が違っているのではないですか。資料3-1は、確かに後ろのほうに行っているのだけれども、3-2は2ページ目のところは7月ですよ。違うのですか。逆なのですか。これは2019年の7月に「生物・生態系」のところに○がついていて、前のページのところでも、そこに赤で点線が書いてあるのはどういうことですか。

○オリパラ準備局 補足させていただきます。

資料3-2で見ていただきますと、2ページの変更前に、御指摘のとおり、31年7月に○がついている。それが、変更後のところは赤い点線で囲っていて、○がなくなっているというふうに見ていただきたいと思ひまして、当初予定していた、変更前の31年7月の調査が、変更後では、31年7月には調査しないというふうに見ていただくようにつくったものでございます。資料のつくりが分かりづらくて申し訳ございませんでした。

○中杉委員 資料3-1もやらないことになったということですか。

○オリパラ準備局 はい。見方としてはそういうものでございます。

○中杉委員 やる時期は決まっていないということですか。本来だったら、やる時期に○をつけておけばいいのではないかという感じがするのですけれども、それが確定できないからこのようにしていると。

○オリパラ準備局 まだ大会後の仮設の撤去、実際の植栽整備が完了するところについての工程を検討いたしまして、時期については今後、確認してまいりたいところでございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 資料3-2の変更後のところなのですけれども、この「工事工程」は、ここでは現時点では変更を反映していないと書かれていますけれども、当然、この工事工程は変わるという理解でよろしいのでしょうか。それが1点目です。

もし変わるとすると、先ほど、平手委員のほうからも質問されていましたが、有明アーバンスポーツパークとのピーク時と重なることのその辺の反映というのは、現段階の最初の議題のときの数値は反映されているのでしょうか。それとも、まだ反映されていないものを数値として出されているのでしょうか。

○オリパラ準備局 回答いたします。

御指摘のとおり、つい先日、施工業者の変更という契約になりました。当然、工事期間を中断してございましたので、工事工程としては変更になります。

その上で、今回の有明アーバンスポーツパークの評価書案の前提としている工事工程につきましては、従前の変更前の工事工程になってございますので、そちらは新しい工事工程等ができましたら、次の評価書になるのか、その先になるのかは分かりませんが、そのタイミングで更新はかけていくことを考えてございます。

○柳会長 今の御説明だと、この評価書案というのは、工事に変更されることが見込まれていない段階でつくられているということなので、次の審議のときに、それを前提に審議していて意味はあるのかなのかというのが、若干、疑問が出てくる気もします。

だから、審議のときまでには、一応、それを見込んだものを資料として用意していただいて、それに基づいて審議することであれば、余りそごはないかなと思います。

どうぞ。

○オリパラ準備局 補足で説明させていただきます。

有明アーバンスポーツパークの評価書案の、資料編の3ページをご覧くださいませでしょうか。こちらに、有明アーバンスポーツパークも含めました周辺会場の車両台数を示してございます。

表の中段ぐらいに、有明テニスの森の工事用車両の台数の表を示してございまして、有明テニスの森としては、当初の工事工程でいえば、3カ月目の109台というのが、有明テニスの森の工事としては今は最大になっているところでございます。

この辺の工程が後ろにずれることによって、どのように影響するかといったところだと思いますので、この辺は確認させていただきますけれども、3カ月目というタイミングになっているので、余り影響はないのではないかと考えてございます。ただ、おっしゃるとおり、ここはもう一度確認させていただきます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それから、先日の委員会の際に、全体計画と協議アセスの検討項目の御報告があったと思いますけれども、そのときにいろいろと委員の方々から御発言がありましたので、その後の事務局の検討状況は今、どのようになっているのでしょうか。

○臼井施設調整担当課長 先日、多数の御指摘、御意見等をいただいたところで、それにつきまして全てを検討させていただいているところでございまして、すぐにお答えできるところまでは至っていないところでございます。

○東條オリパラアセスメント担当課長 ちょっと補足をさせていただきますと、いただいた御意見を全て集約して、今、一つ一つを検討してございます。12月の会議で、1月のタイミン

グでは全て整理してお答えすることは間に合わなかったのですが、できれば、次の3月の評価委員会のほうで、その辺をきちんと整理をして、もう一度、御説明を差し上げたいと考えております。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかに御発言はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これもちまして、本日の評価委員会は終了させていただきます。

(午前11時30分閉会)